

平成 29 年 1 月 23 日
埼玉支部長 柴田潤一郎

29年度埼玉支部保険料率変更に係る支部長意見

保険料率の平均 10%維持については、「財政の中長期的安定運営」および「社会保障制度の中での現状の協会けんぽを取り巻く環境」等を勘案すると、やむを得ないものと考えます。また、激変緩和については計画的な解消として 1.4/10 進めることは妥当なものと考えます。結果として、埼玉支部保険料率は 0.04% 引き下げの 9.87% となることに関しても、やむを得ないものと思料いたします。ただし、支部評議会の意見も勘案し、昨年と同様に以下のことについてご検討いただきたく申し添えます。

- ① 健康保険制度が保険の仕組みで運営されている以上、現在の加入者は将来への過度な負担をすべきではなく、単年度収支を基本とするべきであることについて。(加入者は定年等での他保険者への入れ替えが発生することから、保険制度としては単年度収支に納得感がある)
- ② 一方で、将来的な安定運営の手当も必要であり、その際の将来的な安定運営に必要と考えられる負担額の明示について。(たとえば、法定額とは別に、必要と考えられる剰余金の額を目途として明らかにしていく方法等が考えられる。)
- ③ また、剰余金の発生時には、料率の引き下げだけではなく、健康増進に積極的に取り組む加入者・事業所へのインセンティブ（都道府県別のゼロサムのインセンティブとは別の仕組み）としての還元について。

以 上